

表 「上海市多国籍企業地域統括拠点設立奨励規定」の定義と認定基準の概要

| 名称 | 定義 | 認定基準 |
|-------------------------|---|---|
| <p>多国籍企業 地域統括本部</p> | <p>海外で登記した親会社が、投資または授権の形で上海市に設立し、一カ国またはそれ以上の地域で投資、管理およびサービス機能を提供する唯一の本部機関。多国籍企業は独立した法人資格を有する形で上海市に地域総統括本部を設立しなければならない。</p> | <p>(1) 独立した法人資格を有する外商投資企業。 (2) 海外の親会社による直接または間接持株比率が50%以上、親会社の資産総額が2億ドル以上。 (3) 登録資本金が200万ドル以上。 (4) 前述の条件を満たし、所在地区における経済発展に顕著な貢献が見込める企業は状況を考慮のうえ認定を検討できる。</p> |
| <p>多国籍企業 本部型機構</p> | <p>地域統括本部の基準に達していないものの、上海市外で登記を行った親会社または外資企業が上海市に設立し、一カ国またはそれ以上の地域で投資、管理、営業販売、決済、サポートサービスなどの本部機能を提供する外資企業(支部を含む)。</p> | <p>(1) 独立した法人資格を有する外商投資企業または支部機関。 (2) 海外の親会社による直接または間接持株比率が50%以上、親会社の資産総額が1億ドル以上。 (3) 登録資本金が100万ドル以上。支部として設立した場合、3年間のうちに本部から受ける運営資金が100万ドル以上。</p> |
| <p>多国籍企業 事業部本部</p> | <p>海外に登記した親会社が、機能、業務、製品、ブランド、サービスなどをもとに細分化された事業部制組織を有する場合に、親会社または外資企業が、投資または授権の形式で上海市に設立し、一カ国またはそれ以上の地域で投資、管理、サービス機能を提供する唯一の本部機関。多国籍企業は独立した法人資格を有する形で上海市に事業部本部を設立しなければならない。</p> | <p>(1) 上述の地域統括本部の認定基準(1)～(3)を満たす。 (2) 1年以上経営を継続しており、前年度営業収入が10億元以上、かつ親会社の事業部門の営業収入全体に占める割合が10%以上。</p> |

(出所) 上海市の発表を基にジェトロ作成